

# 新婦人しんぶん

## 新日本婦人の会目的

- ☆核戦争の危険から女性と子どもの生命をまもりまします。
- ☆憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します。
- ☆生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力をあわせまします。
- ☆日本の独立と民主主義、女性の解放をかちとります。
- ☆世界の女性と手をつなぎ、永遠の平和をうちたてまします。

## 今週の紙面

- 2面 女性ニュース
- 3面 読者のページ/まんが/短歌
- 4面 らいてう没後50年/ジェンダー講座/ホットライン
- 5面 大掃除のポイント/母の歴史
- 6面 新婦人のページ/会長からの手紙/コロナ禍の教室から



東京・豊島区 関根和子

新日本婦人の会は国連に認証されたNGOです



毎月第3水曜日に支部事務所で「つなごろう ほっとスペース (女性専用)」を開いている新婦人神奈川・相模原支部。`共に政治を変える仲間を広げたい、と4月から始めた。会員が栽培した野菜、会員や近所の人のカンパでそろえた生理用品などの支援物資が並ぶ。「ここに来るのが楽しみ」と毎月訪れる女性もいる。専門家らが開く相談会と連携し、生活困窮者を生活保護につなぐ活動も

# コロナ禍 いまこそ

# 生活保護制度の活用を

新型コロナウイルス拡大後、2度目の年末を迎えます。倒産・解雇、女性の自殺の急増など、多くの人たちの生存権がおびやかされるなか、新婦人は各地で食料支援や相談会を広げています(2面)。生活保護は、憲法25条に基づき生活に困窮する人に最低限度の生活を保障し、生活の立て直しを支援する制度です。生活困窮者支援団体「つくるい東京フアンド」の小林美穂子さんに聞きました。



小林美穂子さん

## 立ちほだかる いくつもの壁

「長引くコロナの影響で生活保護を必要とする人が増えていますが、申請にはいくつもハードルがあります。」

つくるい東京フアンド

「そうですね。たくさん壁が立ちほだかっています。生活に困って、勇気をもって福祉課を訪れても、「相談に来られたのですね」と言葉をかけられてしまう。大変だね、大変だね」といねいに傾聴して、「頑張りなよ」「実家に帰るなさい」などと返されてしまう。生活

## 生活保護とは

社会保障を国の義務として定めている憲法25条に基づき、1950年に創設。生活が苦しい人に生活費や住まい、教育、医療、介護など必要最低限の費用を公的に保障する制度で、厚生省が定める最低生活費から賃金や年金などの収入を差し引いた差額が支給される。

申請の際には、市区町村の福祉事務所の生活保護担当窓口で、「申請に来ました」とはっきり意思を示しましょう。「申請に来ました」というと、申請を受け付けざるを得なくなりまますので。申請書には特に決められた書式はなく、「生活保護を

申請の際は、市区町村の福祉事務所の生活保護担当窓口で、「申請に来ました」とはっきり意思を示しましょう。「申請に来ました」というと、申請を受け付けざるを得なくなりまますので。申請書には特に決められた書式はなく、「生活保護を

【憲法25条 国民の生存権、国の社会保障の義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

利用したい」という意思、住所、氏名が記入されていれば申請したことになります。それを断ると申請権の侵害になります。

「2020年12月31日(5人)をとると、3人に1人が「家族に知られるのが嫌」(34.4%)と答え、トップでした。次いで「過去に役所で嫌な対応をされた」22%です。

「扶養照会」とは、生活保護を申請した人の親族に、福祉事務所や自治体が「援助できませんか?」と郵送等で問い合わせることで、扶養義務者は民法で決められています。配偶者、親子間、兄弟姉妹、祖父母、おじ、おば、甥、姪、孫など三親等まで扶養義務を課している国は世界でもまれです。

「扶養照会をやめられるよう、運用が見直されたのは前進ですね。私たちが「扶養照会」見直しの署名や実態アンケートの結果を公表したことが新聞や国会でも取り上げられて、厚生省は扶養照会の実務運用を今年の2月と4月に改定しました。」

## 「扶養照会」が 利用の壁に

生活保護の利用を親戚などに知られることも抵抗があります。炊き出しや相談に来られる方のほとんどが生活

## コロナ禍における生活保護の弾力運用

(2021年1月29日、5月26日の厚生労働省通知より)

**通勤用自動車の処分の留保** 保育所等の送迎も含まれ、期間も保護開始時から概ね1年をめぐりに延長

**生命保険、学資保険の処分の留保** 解約保留期間が3カ月から6カ月に延長

**転居指導の留保** 持ち家がある人でも、店を持ちながらでも可

## そのほかの主な支援制度

(給付金は2022年3月末まで予定)

**住宅確保給付金** 住宅を失う恐れが生じている人に最大9カ月分の家賃相当額支給

**休業支援金・給付金** 休業、時短、シフト減された労働者に平均賃金80%を支給

**小学校休業等対応助成金** 今年8月1日から12月31日までの期間中に、新型コロナにより子どものために仕事を休まざるをえなかった労働者に賃金相当の全額を助成

【年末年始の発行について】年内の最終号は12月18日号です。12月25日号は休刊となり、1月1日付新年号16頁にて(1月8日号と合併、4頁分は大会議案草案)は、12月20日の週に届きます。1月の通常号は15日号からです。

